辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成23年7月5日(火)午後1時30分から午後3時38分まで
- 2. 開催場所 消防署2階小会議室
- 3. 出席委員(15人)

会長 1番 武井 典夫

委員 3番 松澤 覚一

4番 山崎 今朝利

5番 野澤 宏

6番 赤沼 君人

7番 尾坂 壽夫

8番 根橋 建太郎

9番 山内 良春

10番 赤羽 則子

11番 小澤 髙佳

12番 上島 明徳

13番 下田 節子

14番 勝野 次郎

15番 小野 一喜

16番 赤羽 武直

4. 欠席委員

会長職務代理者 2番 三澤 省三

5. 議事日程

議案第1号 農地法規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可みについて

報告事項 専決事項について

(1)6月許可決定の4条1件、5条2件については、長野県農業会議から

6月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)農地法第18条第6項の規定による届出について

(3)地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目

認定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<武井会長>

皆さまにおかれましては、寒かったり、寒いというか涼しかったりするこの季節、自分の健康管理 に十分に注意をしていただきたいと思います。また、先般の大豆の除草それからヒマワリの除草と いうようなことで大変お忙しい中、万障繰り合わせていただいて作業に出席していただきましてあり がとうございました。大豆の方につきましては機械でもってやりまして、昨日ちょっと見に行きました ら思ったより雑草は生えておりません。ただ昨年まで農協でつくっていた部分には多少大豆が雑 草に一部負けておるところがあるかと思います。それからヒマワリにつきましては小野さんそれから 松澤さんが貴重な時間を割いていただきましてヒマワリに土をよせていただきまして大変きれいに なっておるわけでございます。これにつきましては本当にお二人に対して感謝申し上げる次第で ございます。もしそういう機会がありましたら声をかけていただいてやっていただくと。私の計画で は今日皆さんとお行き会いしたときにヒマワリのあと残っている部分について、したいと、こういう話 をしようと思っていたんですが、もうほとんどできてしまっているということで、お二人に対して本当 に、貴重な時間農業委員の事業に対して費やしていただきましたこと、本当に感謝申し上げます。 また、お二人につきましては病み上がりというようなことでございますので、無理をせずいただきた いと思っております。またその他につきまして、耕作放棄地につきましては、調査をして、先般の総 会の時に各委員の皆さんにできるだけ返答のない方については再度まわっていただくというような ことを申し上げておったわけでございます。事実私もまわってみたんですが、特に不在地主の方 につきましては、極端な話をしますと、なぜ都会からそのためにでてこなきゃいかんかということで おしかりを受けたんですが、やはり不在地主になりますとそういうようなことについてはもう、代がか わってしまうともう分からなくなってしまうという状況で、これからどういう風にしていったらいいかとい うことで、今日も議案の中にありますけれども、ぜひその辺も検討していただきまして一筆でもいい 方向に進むよう皆さんのご協力を得ていきたいとこんなように思っておりますので総会にあたりまし て皆さんにお願いやらお礼やら申し上げて本日の会議にあたりましてご挨拶に代えさせていただ きます。今日もまたいろいろの案件が出ると思いますけれどもスムーズに会議が進みますようよろし くお願いいたします。

それでは議事録の署名人につきまして指名をさせていただきます。5番の野澤委員それから6番の赤沼委員がみえませんので、7番の尾坂委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局 の方から説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1~2番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地のAさん所有の、上平出...番地、地目は登記現況とも田、面積1253㎡と、上

平出…番地、地目現況とも田、面積1434㎡を、大字平出…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は80%で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三澤代理と赤羽則子委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは赤羽委員さんの方から説明お願いいたします。

<10番赤羽委員>

赤羽です。よろしくお願いします。4月22日、三澤代理さんとともに、また譲受人のBさん立会のもとに現地を確認させていただきました。Aさんはお一人で、ずっとBさんがこの二つの土地をつくっておりました。それでこの度このようにして譲り受けることになりました。きちっとした土地の境もありますし、このBさんが息子さんとともに農業をしたいということで熱心に農業に努めております。そのために本当に周辺の農地のためにも非常にいい影響を与えてくれるなあということを感想として述べさせていただき、この土地の確認の報告とさせていただきます。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。この地籍は上平出の天竜端でしょうか。

<10番赤羽委員>

はい、湖北衛生センターを過ぎまして、右側は塚原石産へ登っていきますね。その反対側に天 竜川のところへおりまして、だからこの土地のすぐ向こう側は駒沢の方達ですね川岸の、その方達 の田んぼをつくっているところです。だから東天竜と天竜川の間の土地です。

<武井会長>

地籍としてはそういう風な地籍であるということでございます。それであの10~あたりの値段ですが・・・

<事務局千田>

申請書に記載の通りです。

<10番赤羽委員>

譲渡人のAさんはお一人ですし相談するご家族もいらっしゃらないものですから、申請書の売 買額をみまして心配になりましたので、そこまで農業委員が介入してはいけないなと思いましたけ れども、ご兄弟とかちょっと遠くの親戚の方、例えば上平出の総代さんをなさっている方とかそうい う方を通しまして譲渡人さんにもそういう話をしまして、兄弟でもしっかり相談をして決めるようにということを参考までに申し上げるようにしておきましたけれども、そういうことをうけてこのような結果になったと思いますので。

<武井会長>

今赤羽委員の説明を聞きますと農業委員として言うべきことでは無いかもしれませんけれども、そういう話をしていただいておるということでございます。それでこれ以上のことはこの委員会では入るわけにいきませんが、この譲り渡すということについては、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声)はい、それでは許可することにいたします。ただ疑問としては私としてはこの価格では後になって重荷がかかるかなという風なことが不安であります。再度事務局で確認していただけますか。

<中村事務局長>

しません。

<武井会長>

事務局でもやはりプライベートの話でございますので、できないということでございますので、これは書類上の通りに許可することにいたします。よろしいですね。それでは許可することにいたします。3条の2番について事務局お願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字辰野…番地のAさん所有の、大字辰野…番地、地目は登記が畑で現況が田、面積567㎡と、大字辰野…番地、登記地目は畑で現況が田、面積646㎡を、大字辰野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は50~で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、武井会長と赤羽武直委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、ただいま3条の2番について説明がありましたが、詳細について赤羽委員の方から説明を お願いします。

<16番赤羽委員>

16番赤羽です。6月23日に武井会長と現地を、譲受人のBさんとともに確認をいたしました。場所は上辰野の一番外れのところです。七蔵寺の入り口をさらに奥までいったところです。それで、横川川とですね、七蔵寺の側には水路が走っておりましてこの水路と横川川とに囲まれた土地で

あって境界もはっきりしています。平成10年に国調だということです。それと譲受人は現在この二つの土地の真ん中の田んぼを耕作しておりまして、そういう意味でも全く問題はありません。ただちょっと山に近いためにイノシシの被害が発生していて現在つくっているところには電柵を張り巡らせてあるのですけれども、今回竹渕さんがこれらの3枚の田んぼを一度にやれるようになればそのような点でも効率的であるとういことで、この話については問題ないと判断をいたしました。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。ただ今16番赤羽委員より詳細について説明があったわけですが、これにつきましては私も場所について、それから境界の方も確認をしたのですが、場所的には唐木沢とちょうど境くらいで、山に接しておりまして農地としてはあまり西日は多少なり差しますけれども、朝日は差さない、イノシシが出てきて電柵の費用が随分かかるというようなことで、これにつきましては2万円というようなことになっています。それと同時に、普通の時期には田植えはできないだろうというようなところでございますが、一応BさんがAさんから譲り受けてそこを耕作していただけるというような状況の話であったわけです。これにつきまして何かご質問なりご異議ございますでしょうか。(「異議なし」の声)はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。

続きまして5条の方にうつりたいと思います。事務局の方で説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1~8番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字横川…番地のAさん所有の、大字横川一ノ瀬…番地、地目は畑、面積371㎡を、箕輪町大字中箕輪…のBさんが取得し駐車場とするための申請でございます。譲受人は申請地前の土地及び建物の購入を考えておりますが、敷地が狭く駐車スペースが確保できないため、申請地を購入し車3台分の駐車場とする計画でございます。申請地は住宅・公共施設等の連たんした区域内にあり農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、根橋委員から意見をいただいております。

<武井会長>

では説明をお願いします。

<8番根橋委員>

ではただ今の件につきましてご説明申し上げます。6月16日に小澤委員と現地を確認いたしました。境界も、地籍調査がすんでおりますのではつきりしております。ただ、駐車場にするために土地をカットするために隣地との高低差が2メートルくらいになりますので、一応隣地との問題がないように土留めの擁壁をつくるなり、とにかく問題のないようにしてほしいということを口頭で一応申し入れました。そういう方向は考えているということでございますので、了解したところです。ご審議を

お願いいたします。

<武井会長>

ただ今説明があったとおりでございます。これは、駐車場は建物は建てるのですか。

<8番根橋委員>

建物の裏が駐車場です。駐車場の建物は建てません。

<武井会長>

何かご意見ございますか。(「異議なし」の声)よろしいですかね、では許可することにいたします。 それでは2番につきまして事務局お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積478㎡を、所有者が経営します株式会社 B が使用貸借し駐車場及び資材置き場とするための申請でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道の2つ以上の公共施設、今村徳水館と上島がおん伝承館が500メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、松澤委員、山崎委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは松澤さんから説明をお願いいたします。

<3番松澤委員>

はい、松澤です。駐車場が足りないということで自分のうちの北側、今まで野菜畑だったところを 駐車場及び資材置き場にしたいということです。確認に行きましたら地籍調査も終わっていまして 杭も確認できますし問題ありませんので審議をお願いします。

<武井会長>

これは駐車場と資材置き場ですね、資材置き場というのは。

<3番松澤委員>

メーターとかそういう物を持ってきて整理するとか、建物は建てないです。水道のメーターとか。

<武井会長>

というのは外から見て良くないとかあるので。ではこれにつきまして何かご質問ございますでしょうか。(「異議なし」の声)よろしいですか。それでは許可することにいたします。次、3番についてお

願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

岡谷市若宮二丁目…にお住まいのAさん所有の、大字辰野荒井田…番地、地目は登記が田、現況畑、面積348㎡を、岡谷市本町四丁目…、㈱Bが取得し駐車場及び資材置き場とするための申請でございます。譲受人は申請地前の土地及び建物を社宅とするため購入しましたが、敷地が狭く駐車スペースが確保できないため、申請地を購入し車4台分の駐車場及び建設資材の一時保管場所とする計画でございます。申請地は準工業地域に当たる用途地域で農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、赤羽武直委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは16番の赤羽委員から説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

場所につきましては駅の裏の、県道伊那富辰野線の万歳橋の下の部分です。ちょうど場所としてはそういった奥まったところでして、県道とJRの境界は動かしようがなくてしっかりしてまして問題ありません。で、この前でにあります C さんというお宅のところを通って中へ入るわけですけれどもこの C さんとは境界を立会確認していると。立ち会って確認しているということで問題はありません。 D さんという方のすんでいるところがあるのですがこの方との境界がちょっと公図と不一致な点があるということで、今回は問題はないということで判断したんですけれども、下辰野は北部地域は多分来年になると思いますけれど地籍調査があるわけですからこの地籍調査のことも含めてですけれど、今現在この D さんという方と確認して同意書を取り交わしておいてくださいということを条件として一応了解をいたしました。ちょっとずれましたけれども武井会長とともに土地家屋調査士の平泉さんという方と6月17日に確認して、同意書を取り交わすということは土地家屋調査士の方にはっきり申し上げてあります。以上です。

<武井会長>

登記上の地目は田んぼになっていますけれども、田んぼもできない状態の地籍でございます。 それで今赤羽委員から説明のあったように地籍調査がまだすんでおりません、と同時にこの辺に つきましてはもう耕作しておりませんので、やはり地主さんとそれからその近辺に住宅の建っている 方との境については今申すとおりとそういう風な、地籍調査の時に境をはっきり決めるんだというこ とになっておりまして、一応農業委員としてはこの土地について現在の公図上の土地については そういうことでよろしいんじゃないかということで赤羽委員と武井は一応印鑑をついてございます。 辰野につきましてはこれから地籍調査が始まってくる中でこういう問題が出てくるんじゃないかと思 いますが、そういうことで一応赤羽委員の説明したとおりでございますが、いかがでしょうか。境に ついては県有地とIRと個人の境、それから個人の境というのはこういうところですのででこぼこして いるわけです。そういうことで赤羽委員が土地家屋調査士にそういう風なことでお願いをしたということであります。よろしいでしょうか。(「よし」の声)はいそれでは許可することにいたします。次、4番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口窪畑…番地、地目は登記が田現況が畑、面積198㎡と、…番地、登記が田、現況が畑、面積486㎡を、大字樋口…番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅及び作業所用地とするための申請でございます。借人は現在家族で実家の離れに居住しておりますが子供も大きくなり手狭となったため申請地を使用貸借し自己の住宅を新築、また、借人は自動車整備業を営んでおりますが現在の作業所が老朽化のため新たに作業所を新築する計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道の2つ以上の公共施設、万五郎公民館と下田公民館が500メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、では山内さんお願いします。

<9番山内委員>

9番山内です。この件につきましては農振除外申請がありまして、今年の2月ですか、申請を受けたりした経過がございます。三方は道路でございまして隣接農地への影響も非常に少なく問題ないということで、審議の方をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

4番につきまして山内委員の方から、三方が道路だということで。隣は田んぼですね。これはレベルは同じですか。

<9番山内委員>

レベルとは高さですか、高さは少し低いけれど隣地の許可は受けています。

<武井会長>

はい、分かりました。この件につきまして何かご意見ございますか。(異議なし)よろしいですかね。 ではこの件につきまして許可することにいたします。次、5番お願いします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字小野...番地にお住まいのAさん所有の、大字小野...番地、地目は畑、面積287㎡を、大字

小野…番地にお住まいのBさんが取得し駐車場とするための申請でございます。譲受人は駐車スペースに苦慮していたため近所で駐車場を探しており、また譲渡人は農地の管理が大変になったため売却を考えていたため売買が成立しました。申請地は街区に占める宅地の割合が40%以上であり農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、小野委員、勝野委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは15番の小野委員より意見をお願いします。

<15番小野委員>

15番小野です。今もご説明ありましたが B さんが一昨年この土地を購入したのですけれども、敷地内に駐車場がないのでこの A さんの農地にということで、駐車場ですからこんなに広くはいらないんですけれども、A さんのこの土地は地籍調査の時に一筆にしているという経過がございまして、買う方は半分でいいんですが残されても困るということで面積広いですが駐車場という形で申請がありました。ご審議をお願いいたします。農振除外地域ですから農振除外の際と、今回も6月18日に勝野委員と確認をしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

ありがとうございました。ここは地籍調査は終わってる訳ですね。そういうことで面積は結構あるわけですが、小野委員から説明があったとおり2筆を1筆に地籍調査でしたということと、一部だけ使って一部だけ残しても困るということでございますので、そのままの申請であるということでございます。この件につきましてご意見ございますか。(「異議なし」の声)それではこの件につきまして許可することにいたします。次、6番お願いいたします。

<足助事務局次長>

6番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富泉水…番地、地目は田、面積374㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅地とするための申請でございます。借人は現在借家住まいですが家族も増え手狭となったため申請地を使用貸借し自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は第一種低層住居専用地域に当たる用途地域であり農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それではこの件につきまして上島委員より説明をお願いいたします。

<12番上島委員>

それでは審査の報告をいたします。6月10日に武井会長と私と地主である A さんとで確認をしました。事務局からの説明のように息子の家を新築したいということです。(地図にて場所を説明)周囲は保育園と田んぼでございます。田んぼの一部を宅地にするということでございます。境界は地籍調査済みではっきりしております。道は春日街道を通ることになります。水道は春日街道には通っていないので町道より春日街道を通って引き込むと。54メートルくらいになると思います。排水は今回は合併浄化槽ということで地下にしみこませるということであります。ご審議をお願いいたします。。

<武井会長>

この件につきまして私も見に行きましたのですが、今でいえば旧保育園でございます。ここの横にあるわけですがここから北側になります。この田んぼの一枚の部分をこのように住宅にしたいと、それで上水がまだきていませんので上島委員が説明したように54メートルの上水を通す、それで下水についてはまだ下水道管はいっていませんので自分ではとても負担が大きすぎるということで合併処理浄化槽でくみ取りになるかと思います。そのようなことで子供さんのうちをつくりたいということでございます。それでこの図面からみますと自分のうちの土地それから西側の方、1メートルくらい高い土地でございますがここも田んぼになっておりまして、隣からは少し下げてうちを建てるという、一応そういう説明でございました。この件につきまして私も見に行きましたがそういう説明でやっていただくということでございます。そういうことで上島委員と私が意見書に印鑑をついた訳でございます。この件につきましてなにかご質問ございますでしょうか。この地籍は地籍調査すんでおりますから。それとこのように田んぼから宅地にいたしますと西天の場合賦課金がかかるということであります。この件につきましてなにか。

<9番山内委員>

ここは泉水地籍になるわけ。ここに泉水とあるけれど。

<武井会長>

この図面から一帯はみんな泉水なんですよ。確かに新町の地籍になるんですが、辰野側にある 長久寺という寺があれは昔泉水山長久寺なんです、それでこの図面から行くとすぐ右上にあった わけです。それが全部泉水山であったということで泉水になっております。

<6番赤沼委員>

浄化槽の水はどこかに流すのですか。雑排水は。

<武井会長>

それは建築基準法でみることで我々は農地の問題を見るのですから。

<12番上島委員>

この辺りから北の方へ順次家を建てたいという希望はあるようですので、水道等整備されていくと思われます。

<武井会長>

この件についてよろしいですかね。(「はい」の声)それではこの件につきましては許可することにいたします。次、7番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさん所有の、大字伊那富…番地、地目は畑、面積354㎡を、大字伊那富…番地のBさん、Cさんが使用貸借し一般住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族とアパートに暮らしておりますが手狭な上家賃の負担も大きいため祖父の土地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。建築費用の一部を父親が出資するため連名での申請となっております。申請地は300メートル以内にJR飯田線羽場駅がありますので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、尾坂委員、野澤委員から意見をいただいております。

<武井会長>

では7番の尾坂委員から説明をお願いいたします。

<7番尾坂委員>

尾坂です。よろしくお願いいたします。(図面により場所を説明) A さん、B さん、C さんは親子三代でありまして、ここへ家を新築したいということであります。境界線につきましては国調も終わっておりましてしっかりしております。上下水道は町道にしっかり入っております。道路に隣接しておりまして問題ないと思います、以上でございます、よろしくお願いいたします。

<武井会長>

詳細について説明があったのですが、これを見ますと大きな道路があっておそらく下水道はこの 道路に入っているんですね。はい、ということでございまして、地籍調査も終わっているということで ございます。この件につきまして何かご意見とかございますでしょうか。(「異議なし」の声)それでは この件につきまして許可することにいたします。それでは8番お願いいたします。

<足助事務局次長>

8番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、南平...番地、地目は畑、面積330㎡を、箕輪町大字中箕輪...番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族で借家中ですが子供も大きくなったため申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道の2つ以上の

公共施設、三ツ谷公民館と辰野南小学校が500メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

では野澤委員の方からお願いいたします。

<5番野澤委員>

この土地は以前に農振除外で調査したところでございます。再度このように出てまいりまして、見ましたところ以前と全く変わりありませんでした。四隅に境界杭もたたっており道路に面しており近くにも住宅があり上水道下水道とも問題ないところでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、この件について、よろしいですかね。(「はい」の声)それでは許可することにいたします。 以上をもちまして議案第1号につきましては以上です。それでは議案第2号、農業経営基盤強化 促進法の規定に基づく決定について事務局から説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計19件、24筆、面積は21496㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

ただ今事務局の方から説明がありましたとおりでございます。よろしいですか。(「異議なし」の声) それでは異議なしということでございますのでお願いいたします。続きまして報告事項についてお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、6月許可決定の4条1件、5条2件につきましては、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約でありますが議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後に地籍調査における地目認定でございますが、別紙のとおり回答をいたしましたの

でご報告いたします。以上です。

<武井会長>

最後の、地籍調査の地目認定についての回答ということで町の方へ農業委員会として出しております。これについては担当の小野地区の小野委員と勝野委員には見ていただきましてご苦労様でございました。こういうことで回答したということでよろしくお願いいたします。それでは5番のその他についてお願いいたします。

その他

- ○耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて
- ○北部三町村農業委員会交流会について(9月2日(金)午後、南箕輪村)
- ○味噌づくり体験・ヒマワリについて
- ○農業委員等の公務災害補償制度の加入申込について

□次回委員会開催日	8月3日(水)午後1時30分から、	役場第6会議室
-----------	-------------------	---------

閉会

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

	半成	年	月	Ħ	
会	-	長			印
議事	:録署名。	人			印
議事	·録署名 <i>。</i>	人			印